

清水町公私連携幼保連携型認定こども園の
整備・運営に係る公私連携法人募集要項

令和8年7月
清水町教育委員会こども未来課

目 次

1	既存施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	公私連携幼保連携型認定こども園の概要・・・・・・・・	2
3	土地・建物等の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	施設整備の主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	諸条件の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	欠格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	運営法人の募集から開園までの主なスケジュール・・・・・・・・	4
9	選定の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
10	協定の締結及び公私連携法人の指定・・・・・・・・	5
11	整備・運営に係る補助等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
12	応募手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
13	失格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
14	【別紙1－1】位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
15	【別紙1－2】土地の公図（写）・・・・・・・・	9
16	【別紙2】清水町公私連携幼保連携型認定こども園の整備・運営 に係る諸条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
17	【別紙3】運営法人選定方法・・・・・・・・	22
18	【別紙4】運営法人選定基準・・・・・・・・	23

清水町公私連携幼保連携型認定こども園の整備・運営に係る 公私連携法人募集要項

清水町では、これまで『清水町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、さまざまな子育て施策を推進してきましたが、全国的な少子化の進展により、本町においても就学前児童数は減少傾向にあり、公立幼稚園の定員充足率は低水準となっています。

一方で、幼児教育・保育の無償化を背景として、共働き世帯の増加や育児休業等からの職場復帰の早期化、時短勤務・テレワーク等に代表される就労形態の多様化などにより、各家庭が認定こども園や保育所へ求める保育のあり方（保育時間や保育内容等）が多様化・複雑化しており、保育ニーズは一層高まっています。

このようなことから、本町では、就学前教育上必要な集団性の確保及び高まる保育ニーズに対応するため、令和6年5月に策定した「清水町幼稚園・保育所再編計画」に基づき、老朽化した清水町立清水北幼稚園を閉園し、新たに民間活力の活用による公私連携幼保連携型認定こども園(※)を設置することとしたため、本施設を整備及び管理・運営する「公私連携法人」として指定する運営法人を募集します。

※ 公私連携幼保連携型認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条第2項に規定する協定に基づき、運営法人が市町村から必要な設備の貸付、譲渡その他の協力を得て、市町村との連携の下に教育及び保育等を行うため、同条第1項に規定する指定を受けた幼保連携型認定こども園をいう。

この募集要項における「公私連携」とは、一定期間、土地の無償での貸付等を受け、本町と協力・連携のもとに、本町の幼児教育や保育の歴史を踏まえ、法人の持つ経験や知識を生かした教育・保育を行うことをいう。

1 既存施設の現況（別紙1－1及び別紙1－2参照）

(1) 施設名

清水町立清水北幼稚園

(2) 所在地

静岡県駿東郡清水町伏見647番地の2

(3) 土地

清水町伏見字五反田647番2 宅地 1,743.43㎡ 清水町

清水町伏見字五反田647番7 宅地 568.73㎡ 清水町

(4) 既存建物

建築年月 平成6年3月

鉄骨造 2階建て 延べ床面積1,004.77㎡

※ 当該建築物等は令和9年10月までに町において解体予定

(5) 用途地域等

- ア 都市計画区域 市街化区域
- イ 用途地域 第1種住居地域（建ぺい率60％・容積率200％）
- ウ その他 接面道路は幅員7.4m（車道部分4.5m・歩道あり）

2 公私連携幼保連携型認定こども園の概要

(1) 開園日

令和11年4月1日

(2) 開園時間

1日11時間（午前7時から午後6時まで）を原則とし、運営法人が町と協議の上、協定で定める。

(3) 休園日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を原則とし、運営法人が町と協議の上、協定で定める。

(4) 対象児童

0～5歳を対象とする認定こども園とし、1号認定子ども（教育認定部分）には3年保育を実施する。

(5) 定員

次に示す人数を下限として設定する。

ア 1号認定（幼稚園部分 3～5歳児） 30人

イ 2・3号認定（保育園所分 0～5歳児） 90人

（参考値）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
教育				10	10	10	30
保育	9	12	12	17	20	20	90
合計	9	12	12	27	30	30	120

(6) 在所児に対する配慮

開園に当たっては、令和10年度に清水町立清水保育所に入所している0歳児から4歳児について、希望する児童を優先的に入所できるよう配慮すること。

3 土地・建物等の条件

(1) 土地

貸付する用地は、建物等の建築工事開始前から令和21年3月31日までの間、所有する町と使用貸借契約を締結し、賃料は無償とする。契約期間満了後の令和21年4月1日以降については、当初10年間の園運営が適正に行われていたと認めら

れる場合は、特段の事情がない限り、新たに賃貸借契約を締結する。賃料は、認定こども園の運営状況を鑑み、本町と運営法人との協議の上、本町において決定する。

なお、土地の無償貸付に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定により議会の議決を要する。

(2) 建物

既存の清水町立清水北幼稚園の建物等については、令和9年10月までに解体し、更地とする。

4 施設整備の主体

認定こども園の運営に必要な園舎、屋外施設、外構その他施設等については、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年静岡県条例第76号）、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則（平成26年静岡県規則第46号）のほか、関係法令に基づき、令和11年3月末までに開園に関する諸手続が終了するよう、運営法人が施設整備計画を作成し、整備を行うものとする。

また、施設等の整備に当たっての事業認可、建築確認等の必要な許認可及び手続は、本町と協議の上、運営法人が行うこと。

なお、条例、規則、関係法令に定めるもののほか、次の施設を整備すること。

(1) 駐車場及び駐輪場

送迎による近隣地域への渋滞等の影響及び徒歩での通園者に危険が及ばないよう安全面に配慮するため、保護者が利用できる送迎用駐車スペースを十分確保するとともに、車いす利用者用駐車区画を設け、車両の円滑な進行と迷惑の軽減を促すための対策を講じること。また、駐輪スペースも適宜設けること。

(2) その他の施設

その他、基準に定めるもの以外で、運営法人が必要に応じて整備する施設及び設備については、作成する施設整備計画に盛り込むこと。

5 諸条件の遵守

「清水町公私連携幼保連携型認定こども園の整備・運営に係る諸条件」（別紙2）に示す条件を遵守すること。

6 応募資格

応募できる法人は、社会福祉法人又は学校法人とする。

また、法人格取得予定の団体も応募可能とするが、協定の締結までの間に法人

格の取得ができない場合は、運営法人に選定された場合であっても、選定結果を無効とする。

7 欠格事項

次の各号のいずれかに該当するときは、選定又は指定を受けることができない。

- (1) 認定こども園法第17条第2項各号に掲げる事項に該当するとき。
- (2) 応募書類の提出期限から協定締結日までの期間中、国及び地方公共団体が実施する一般競争入札の参加停止及び指名停止等の期間中であるとき。
- (3) 納付すべき国税又は地方税を滞納しているとき（法人の役員も同様とする。）。
なお、町税の納税状況について、清水町による関係公簿の調査に同意する。
- (4) 法人の役員が、清水町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。
- (5) 破産、民事再生、その他これらに準ずる手続の開始申立てがなされているとき。
- (6) 応募法人又はその役員が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、前各号の規定に該当する者であると知りながらそれらの契約を締結したと認められるとき。
- (7) 「清水町公私連携幼保連携型認定こども園の整備・運営に係る諸条件」（別紙2）の「6 保育・教育等の運営に関すること」(8)アからウに違反する行為を行ったことがある、あるいはその疑いがあるとき。
- (8) 施設整備に着手するまでの間に法人格の取得ができないとき。
- (9) 令和11年4月1日の開園ができないとき。

8 運営法人の募集から開園までの主なスケジュール

日 程	内 容
令和8年7月23日(木)	募集要項等の配布
令和8年8月3日(月)～25日(火)	現地見学会（希望する法人のみ実施）
令和8年7月24日(金)～8月28日(金)	質問の受付期間
令和8年7月31日(金)～9月4日(金)	質問の回答
令和8年9月18日(金)まで	応募書類の提出期限
令和8年9月下旬～10月上旬	第1次審査（選定委員会による書類審査）
令和8年11月上旬	第2次審査（選定委員会によるプレゼンテーション及び面接）
令和8年12月上旬	運営法人の決定・結果公表
令和8年12月中旬～	協定締結に向けた協議

令和9年3月	協定案の報告（議会・教育委員会）
令和9年3月末	協定締結・公私連携法人の指定
令和9年3月31日	清水町立北幼稚園閉園
令和9年5月頃	保護者説明会開催・三者協議会設置
令和9年5月頃～10月頃まで	清水町立清水北幼稚園解体工事
令和9年9月	土地の無償使用貸借に関する議案の上程
令和9年9月末	土地に関する契約の締結
令和9年12月頃～令和11年3月末	園舎等建設工事・開園準備
令和11年4月1日	公私連携幼保連携型認定こども園開園

9 選定の手続

(1) 選定方法

「公募型プロポーザル方式」により、本町の第三者機関である清水町幼稚園・保育所再編施設運営事業者選定審査委員会の選定審査結果を踏まえて、町が選定を行う。

(2) 選定審査

応募者からの応募書類に基づき、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション及び面接）による総合的な評価を行い、運営法人を選定する。

また、選定審査に当たり、必要に応じて、法人運営施設の現地確認を行う。

なお、選定方法及び基準は、「運営法人選定方法」（別紙3）及び「運営法人選定基準」（別紙4）のとおりとする。

10 協定の締結及び公私連携法人の指定

認定こども園法第34条第2項の規定に基づき、本町と運営法人との間において、教育・保育の内容等に関する連携協定を締結する。

協定の期間は令和21年3月31日までとし、期間満了後については、適切な園運営が行われていたと認められる場合は、特段の事情がない限り、再度協定を締結する。

なお、協定の内容の見直し等については、必要に応じ随時協議する。

協定締結後、認定こども園法第34条第1項の公私連携法人として指定を行うものとする。

11 整備・運営に係る補助等

(1) 施設整備に係る補助金

国の補助制度（就学前教育・保育施設整備交付金）を活用し、本町の予算の範囲内で交付する。

(2) 運営費等に係る給付費等

- ア 施設型給付費（公定価格から保護者が支払う保育料を差し引いた額）を給付する。
- イ 特別保育の内容に応じて、清水町民間保育所等運営事業費補助金を本町の予算の範囲内で交付する。

12 応募手続

(1) 募集要項等の配付

令和8年7月23日（木）から、清水町公式ホームページに募集要項及び応募書類等を掲載するため、ダウンロードして利用する。

【募集要項及び応募書類等掲載場所】

<https://www.town.shimizu.shizuoka.jp/kodomo/kodomo00181.html>

(2) 現地見学（事前申込制）

清水町立清水北幼稚園の現地見学については、事前申込制で行うので、希望者は申し込むこと。

ア 事前申込方法

担当課へ電話連絡の上、現地見学申込書（様式7）を電子メールで送付すること。

イ 注意事項

- ・申込みは上記電子メールのみとし、電話のみ又はその他の方法での申込みは認めない。
- ・申込み後、8月3日（月）から8月25日（火）の間で個別に実施日時を設定する。
- ・現地見学への参加者は1法人3人以内とする。

(3) 質問の受付

ア 本募集要項等に係る質問の受付期間は、令和8年7月24日（金）から令和8年8月28日（金）午後4時30分までとする。

イ 担当課へ電話連絡の上、質問書（様式8）を電子メールで送付する。

ウ 電話による質問には応じない。

エ 質問に対する回答は、随時本町ホームページに掲載するものとする。

なお、最終の回答は令和8年9月4日（金）までに行う。

(4) 応募書類の提出

ア 応募書類

提出書類一覧（【様式1－1別紙】応募申込書に添付）のとおり

イ 提出部数

正本 1 部、副本（正本をコピーしたもの）11部

※ 様式 1－1 及び様式 1－2 の正本には法人の印鑑を押印すること。

※ A 4 判縦型に統一し、フラットファイル（左 2 穴）に綴じ、添付書類には、インデックスを付けること。

ウ 提出方法

提出書類の内容確認をする場合があるため、事前連絡の上、持参する。

なお、遠方等の理由により郵送する場合は、事前に相談を要する。

【現地見学申込書・質問書・応募書類提出先】

〒411-8650

静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1

清水町教育委員会こども未来課（清水町役場 2 階）

TEL 055-981-8227

E-MAIL kodomo@town.shizuoka-shimizu.lg.jp

エ 提出期限

令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 4 時 30 分【必着】

オ その他

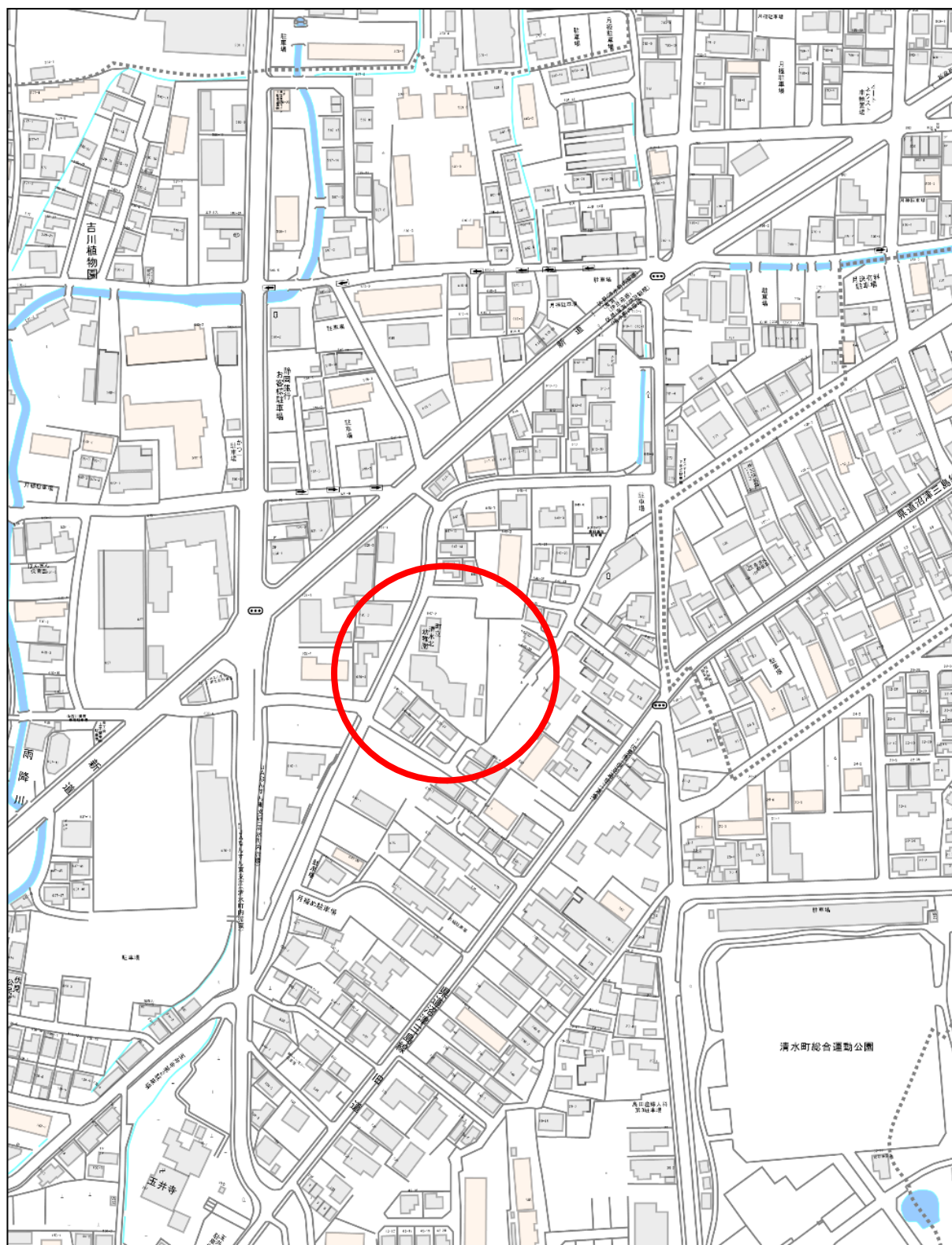
- ・提出された書類は、返却しない。
- ・応募書類は、非公開とする。
- ・審査の過程で、追加資料の提出を求めることがある。
- ・本事業の参加に要する費用は、全て法人の負担とする。
- ・応募書類提出期限後の修正又は変更は、一切認めない。

13 失格事項

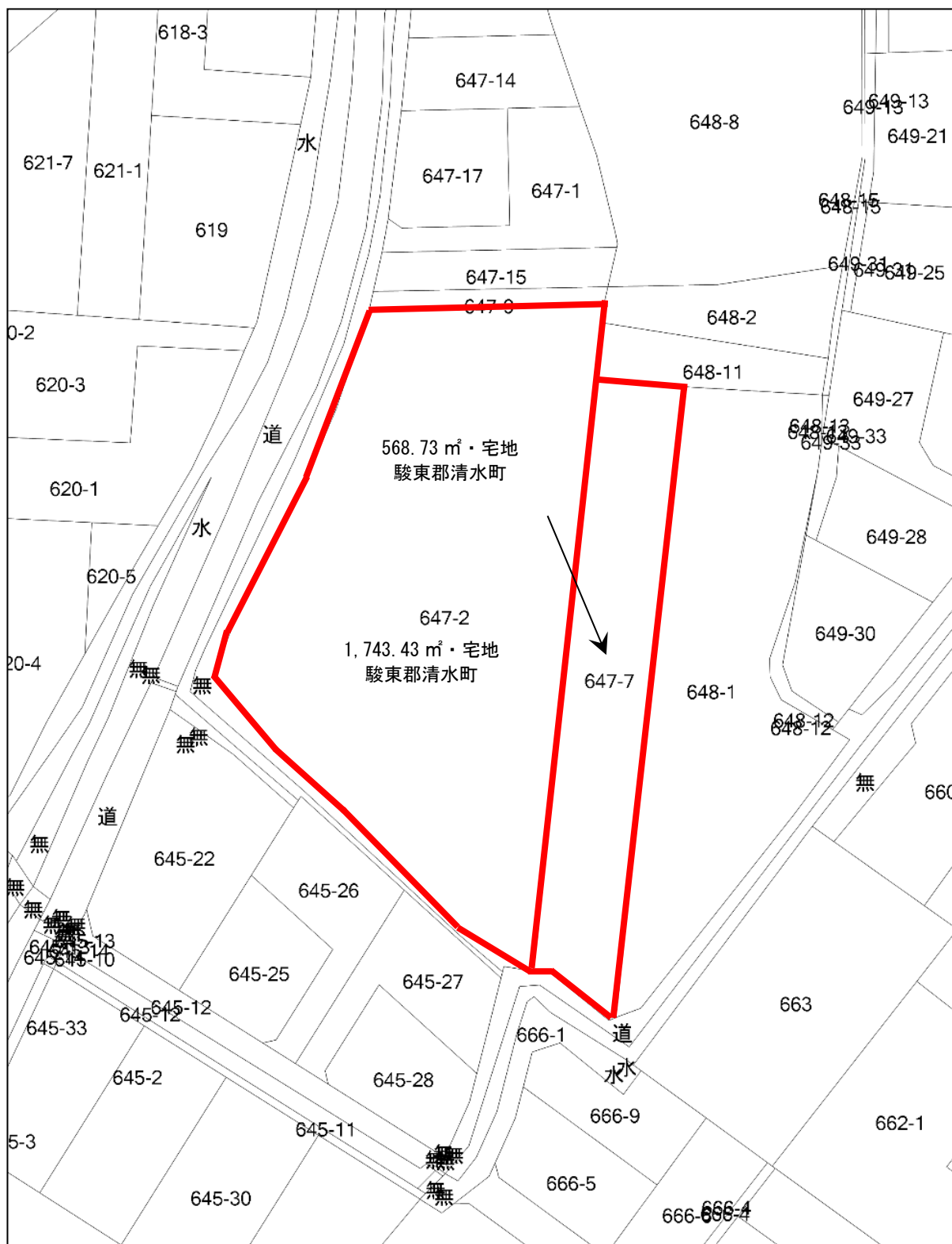
次の各号のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外する。

- (1) 法人及び法人の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) この要項に違反し、又は著しく逸脱したとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

位置図



土地の公図（写）



清水町公私連携幼保連携型認定こども園の整備・運営に係る諸条件

清水町公私連携幼保連携型認定こども園（以下「新こども園」という。）の運営等に係る条件は以下のとおりとする。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条第1項の規定により本町から指定を受ける公私連携法人（以下「運営法人」という。）は、関係法令等を遵守し、適正な運営を図るとともに、本町のほか、関係機関の指示・指導内容に加え、次の条件を遵守しなければならない。

1 運営法人が実施する業務

- (1) 幼保連携型認定こども園の整備及び管理・運営
- (2) 認定こども園法第9条に規定する教育及び保育業務
- (3) 「延長保育事業の実施について」（令和6年4月1日こ成保第225号こども家庭庁成育局長通知）に規定する延長保育事業
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
- (5) 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業
- (6) その他、本町又は運営法人が提案し、協議の上、本町が認めた事業

2 整備・運営等の基本条件

- (1) 新こども園の整備・運営を行う事業者は、社会福祉法人又は学校法人とし、認定こども園法第34条第2項の規定により、本町と協定を締結し、同条第1項の規定による公私連携法人の指定を受けること。
- (2) 協定の締結に当たっては、運営法人の決定後、速やかに協定内容等についての協議を行うこと。
- (3) 当初の協定期間は、協定の締結日から令和21年3月31日までとすること。
また、協定期間満了後については、運営法人により適切な園運営が行われていたと認められる場合は、双方協議の上、再度協定を締結することができるものであること。
- (4) 運営法人は、公私連携法人の指定後、新こども園を設置するに当たっては、認定こども園法第34条第3項の規定に基づき、本町を経由した上で静岡県知事に届出を行うこと。

また、届出に当たっては、静岡県認定こども園の認定要件・認可基準及び施行に関する取扱要領によること。

- (5) 運営法人は、認定こども園法、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年静岡県条例第76号）、清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）その他関係法令（以下「法令等」という。）及び本町と締結する協定を遵守し、静岡県及び本町の指導に従うこと。
- (6) 運営法人は、自らが運営主体となり、新こども園を運営すること。
- (7) 運営法人は、新こども園の管理・運営に係る業務を一括して委託してはならないこと。
- (8) 運営法人は、支障なく開園するため、本町と十分な協議を行い、必要な人材の確保と運営資金等の必要な準備を整えなければならないこと。
- (9) 協定締結後、認定こども園の整備・運営について協議するため、保護者代表、運営法人、本町の三者で構成する三者協議会を設置すること。

3 新設する施設の概要

(1) 施設種別

公私連携幼保連携型認定こども園

(2) 開園日

令和11年4月1日

(3) 開園時間

1日11時間（午前7時から午後6時まで）を原則とし、運営法人が町と協議の上、協定で定めること。

(4) 休園日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を原則とし、運営法人が町と協議の上、協定で定めること。

(5) 対象児童

0～5歳を対象とする認定こども園とし、1号認定子ども（教育認定部分）には3年保育を実施すること。

(6) 定員

次に示す参考人数を下限として設定すること。

ア 1号認定（幼稚園部分 3～5歳児） 30人

イ 2・3号認定（保育所部分 0～5歳児） 90人

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
教育				10	10	10	30
保育	9	12	12	17	20	20	90
合計	9	12	12	27	30	30	120

(7) 在所児に対する配慮

開園に当たっては、令和10年度に清水町立清水保育所に入所している0歳児から4歳児について、希望する児童を優先的に入園できるよう配慮すること。

(8) 新こども園の名称

公益性と中立性を十分考慮した名称とし、運営法人が提案し、本町と協議の上決定すること。

4 運営法人に関すること

- (1) 事業を実施するために必要な経済的基礎があり、財務内容が適切であること。
- (2) 事業計画及び資金計画が適正であること。
- (3) 法人代表者は、児童福祉及び幼児教育に対する理念に基づき、本町の保育及び幼児教育をよく理解し、本町の関連施策にも積極的に協力すること。
- (4) 実務を担当する幹部職員が児童福祉又は幼児教育についての知識又は経験を有すること。

5 施設の整備に関すること

(1) 土地について

ア 整備用地は本町が所有し、運営法人と協議の上、新こども園の整備・運営等に必要な面積を設定し、協定期間中、運営法人に貸し付けるものとする。

イ 貸付する用地は、建物等の建築工事開始前から令和21年3月31日までの間、町と使用貸借契約を締結し、賃料は無償とする。契約期間満了後の令和21年4月1日以降については、当初10年間の園運営が適正に行われていたと認められる場合は、特段の事情がない限り、新たに賃貸借契約を締結する。賃料は、認定こども園の運営状況等を鑑み、本町と運営法人との協議の上、本町において決定する。

なお、なお、土地の無償貸付に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定により議会の議決を要する。

(2) 園舎等の整備について

- ア 既存の清水町立清水北幼稚園の建物等については、令和9年10月までに解体し、更地とする。
- イ 運営法人は、関係法令に基づき、新こども園の運営に必要な園舎、屋外施設、外構その他施設等について施設整備計画を作成し、別に定める日までに町に提出すること。
- ウ 施設整備計画の策定に当たっては、保育ニーズの変動に応じ、将来の定員変更にも対応できるように努めること。
- エ 子どもの遊びや生活におけるリスクに配慮し、見通しをよくし、死角のない施設整備を行うこと。
- オ 送迎による近隣地域への渋滞等の影響及び徒歩での通園者に危険が及ばないよう安全面に配慮するため、保護者が利用できる送迎用駐車スペースを十分確保するとともに、車いす使用者用駐車区画を設け、車両の円滑な進行と迷惑の軽減を促すための対策を講じること。また、駐輪スペースも適宜設けること。
- カ 近隣への日照・騒音・交通対策等の環境面に配慮するとともに、苦情等に対しては、運営法人の責任において誠意を持って対応すること。また、園舎等の建設工事に伴う近隣への影響を考慮し、工事の実施前後に地盤変動影響調査の実施を検討するなど、近隣住宅への配慮を行うこと。
- キ 工事実施前のほか、必要に応じて工事等に関する地元説明会を開催し、地域住民からの理解を得ること。
- ク 施設整備に係る施工業者の選定については、入札を行うなど競争性を発揮し、公正な業者選定及び建設費の削減に努めること。
- ケ 公告等も含め、入札の執行については、公共入札の方式に準じて、運営法人が行うこと。
- コ 入札等において不正等が発覚した場合は、補助金の返還や指定の決定の取消しを行う場合があること。
- サ 国庫補助対象事業として施設を整備するに当たり、入札の執行は、補助金の交付決定後とすること。また、補助対象経費となる実施設計、工事の着手等については、事前に本町と協議すること。
- シ 施設整備に係る事業認可、建築確認等必要な手続は運営法人が行うこと。
なお、これらに要する費用は、運営法人が負担すること。
- ス 施設整備に当たっては、各種関係法令等を遵守すること。

6 保育・教育等の運営に関すること

(1) 保育・教育に関する全体的な計画について

ア 第3期清水町教育大綱（令和8年3月策定）に基づく「夢を描く」教育を推進するため、本町の公立保育所・公立幼稚園で実施してきた保育・教育内容を承継することを基本として、子どもの育ちや学びの連続性を意識した保育・教育を実践するとともに、公私や園種・校種の枠を超えて、保育・教育の充実に努めること。

イ 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、指導計画及び教育・保育課程を作成し、実施すること。

ウ 保護者を始め地域に開かれたこども園を目指し、地域の子育て支援施設として、地域に愛される魅力ある園づくりに取り組むこと。

(2) 支援の必要な園児の受入れについて

ア 本町が大切にしている子どもの多様性を尊重するインクルーシブ教育・保育の実現に寄与するため、園内支援体制を整備するとともに、関係機関と連携を図り、合理的配慮の下、障がい児、その他特別な支援を要する園児を受け入れ、公益性・公共性の高いこども園を目指すこと。

イ 特別な支援を要する園児を受け入れる際には、保護者及び本町と協議の上、「個別の教育支援計画や指導計画」を作成し、それに則した保育・教育を実施すること。

ウ 特別な支援を要する園児数や障がいの程度に応じて、保育教諭を加配すること。

エ 特別な支援を要する園児及び保護者への対応については、特別支援教育コーディネーターを配置し、当該コーディネーターが中心となって本町やその他関係機関との連携を図りながら支援を行うこと。

(3) 入園の決定方法について

ア 新こども園に入園する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第1号に該当するものは、運営法人が入園を決定する。ただし、町内在住の児童が優先的に利用できるよう配慮すること。

イ 新こども園に入園する子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第2号又は第3号に該当するものは、本町で利用調整を行う。ただし、広域入所児童の入所に係る承諾は、運営法人と協議の上、本町が行う。

(4) 行事について

ア 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。
ただし、クリスマス会等一般的な行事まで禁止するものではないこと。

イ 年間行事については、三者協議会で協議すること。

(5) 地域及び関係機関との連携

ア 地域の一員として、幅広い年代の地域の方々との交流を図ること。

イ 子育て相談や未就園児交流など、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第2条に規定する子育て支援事業を適宜実施すること。

ウ 地域の子育てを支援するボランティアやNPO法人等と連携するなど、地域の人材や社会資源を生かした保育・教育を行うこと。

エ 町内の就学前施設及び小学校と円滑な連携を図ること。

(6) 延長保育事業等について

ア 原則11時間の開園時間の後、さらに延長保育事業（午後6時から午後7時まで）の実施に努めること。なお、それ以外の時間は自主事業とする。

イ 通常保育とは別に確保したスペースにおいて、家庭において保育することが一時的又は断続的に困難となった乳幼児に対し、必要な保育を行う一時預かり事業（一時保育）の実施に努めること。

ウ 在園する1号認定児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型一時預かり保育）を実施すること。

エ 満3歳未満の乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う乳児等通園支援事業を実施すること。

(7) 園バスについて

保護者の利便性を考慮し、必要に応じて園バスの運行を検討すること。

また、園バスを運行する場合は、内閣府等関係府省が示す「こどものバス送迎・安全徹底プラン」に基づいた安全管理を徹底すること。

(8) その他の事項

ア 園の運営に当たっては、国籍、信条、社会的身分、経済的状況、発達の程度、支援の必要性等を理由に不当な取扱いをしないこと。ただし、施設の設備等やむを得ない理由により園児の利用が困難と思われる場合については、本町

と十分に協議した上で判断するものとする。

イ 虐待その他心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。

ウ 懲戒について、子どもの福祉のために必要な処置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。

エ 安定的・継続的な運営を図るため、常に保育・教育内容の向上に努めること。

オ 施設の適切な管理・運営に努めるとともに、地域住民と良好な関係を保つこと。

7 職員の配置等に関すること

(1) 園長

認定こども園法施行規則第12条に規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格を有する専任の正規職員を配置すること。

(2) 職員

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則（平成26年静岡県規則第46号）第3条に規定する基準を遵守するとともに、経験年数や年齢などバランスのとれた職員構成とすること。

(3) その他

ア 必要に応じて副園長又は教頭、養護教諭及び事務職員等を配置すること。

イ 必要に応じて、職員の加配は積極的に行うこと。

ウ 特別支援に係る関係機関との連携や調整を図る、特別支援教育コーディネーターの役割を担う職員を配置すること。ただし兼任でも可とする。

エ 栄養士の配置に努め、園児の栄養の指導及び管理に努めること。

オ 園医、園歯科医、園薬剤師を置くこと。ただし嘱託でも可とする。

カ 園児の安定・継続した保育・教育の引継ぎ及び運営を行うため、本町を含めた近隣市町在住者を積極的に雇用すること。また、清水町の会計年度任用職員等が就労を希望する場合は、その採用について配慮すること。

キ 職員の採用に当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）を遵守し、適切に行うこと。

ク その他の人員（用務員や警備員等）を必要に応じて配置すること。

8 給食に関すること

(1) 原則として、開園日は毎日、全園児に給食を提供することとし、調理は新こど

も園内で行うこと。

- (2) 必要な栄養量を摂取できる給食を、安全・安心に提供すること。
- (3) 「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和7年9月30日こども家庭庁公表）、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成31年4月厚生労働省公表）等に基づき、園児の発育・発達に応じた食事を提供するとともに、体調や食物アレルギーに対する代替食・除去食の実施など個別の案件にも十分な配慮を行うこと。また、食事をする際に、特別な支援を要する園児については、個々の機能に合わせた食形態の提供について保護者等と十分に協議し実施すること。
- (4) 献立を提示するとともに、必要に応じて園児や保護者に対する栄養指導を実施すること。
- (5) 本町の食育施策に基づき、食育の推進や地産地消の取組を積極的に行うなど、安全・安心な給食の提供を図るとともに、園児や保護者に対し、給食に関する情報の周知を行うこと。
- (6) 本町の栄養士と連携を図り、給食に関する情報交換を積極的に行うこと。

9 職員の研修に関すること

- (1) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。
- (2) 清水町保育の会に参加すること。また、県や町等が実施する保育教諭等を対象とした研修に積極的に参加すること。
- (3) 園長は、職員が研修に参加できる体制づくりに努めること。

10 安全管理に関すること

- (1) 在園時の事故防止のため、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の学校安全計画の策定等を通じ、職員の共通理解と体制づくりを図るとともに、保護者や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- (2) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図ること。
なお、園児の精神保健面における対応に留意すること。

11 健康診断に関すること

- (1) 運営法人は、学校保健安全法の規定に準じて園児の健康診断を実施すること。
また、健康診断の検査項目については、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第6条において規定する児童生徒等の健康診断の検査項目に準じて実施すること。
- (2) 職員の健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理に携わる者は、毎月細菌検査を行うこと。

12 個人情報保護、苦情対応に関すること

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守するとともに、運営法人が定める規程等に基づき適切な管理を行わなければならないこと。
- (2) 保護者又は地域その他関係者等からの保育・教育内容及び子育て支援等に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付窓口を設置し、必要な処置を講じること。
- (3) 利用者からの求めに応じて苦情解決責任者との話し合いに立会う等、公平な立場で適正に苦情解決を行うため、第三者委員会を設置し、円滑、円満に解決を図るように努めること。
- (4) 静岡県及び本町から保育・教育内容及び子育て支援等に関する指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従い必要な改善を行うこと。

13 報告・評価等

- (1) 保育・教育計画の提出
保育・教育に関する全体的な計画書を作成し、各実施年度の前年度3月末までに町長に提出するものとする。
- (2) 実績報告の提出
会計年度終了後速やかに、業務報告書、実績報告書及び管理・運営に要した経費等の収支決算書を町長に提出するものとする。
- (3) 事故及び感染症等の報告
保育・教育等に従事する時間内に園の内外で事故が発生した場合や感染症等が発生した場合は、速やかに本町及び関係機関へ報告すること。
- (4) 帳簿等の保管
運営法人は、管理・運営業務にかかる経費内容を明らかにした帳簿を備え、か

つ証拠書類を整備し、当該年度経過後5年間は、これを保存すること。

(5) 調査及び指導

協定に基づき、認定こども園の管理・運営の適正を期するため、町長は、運営法人に対してその管理・運営及び経理の状況について定期又は必要に応じて報告を求め、又は調査し、必要な指導を行うものとする。

なお、保護者アンケートの結果に対する町の対応については、本町と運営法人で協議の上、協定書に明記するものとする。

(6) 学校評価等

施設の管理運営や提供する保育サービスについて、保護者や地域その他関係者の理解を深め、連携及び協力の推進を図るため、運営状況等に関する自己評価を実施し、結果を公表するとともに、認定こども園法施行規則第25条に規定する第三者評価の受審に努めるものとする。

14 移行準備に関すること

(1) 保護者説明会等

ア 運営法人は、地域や保護者に対し、適宜、移行に向けた説明会等を実施すること。

イ 保護者や地域等から説明会開催の要望があった場合は、誠意をもって対応すること。

ウ 本町が開催する保護者説明会等への出席の要請があれば、運営法人として責任をもって対応できる者を出席させること。

(2) 企画職員の確保

ア 運営法人は、園長予定者、保育教諭等、新こども園の「全体的な計画」や保育課程及び指導計画等の策定に参加する職員（以下この項において「企画職員」という。）を確保し、町立保育所及び町立幼稚園の行事や運営、保育・教育等に随時参画するとともに、本町の保育・教育内容及び指導方法の理解促進を図ること。詳細については、本町と運営法人で協議する。

イ 企画職員は、新こども園に勤務し、職務に従事すること。

ウ 企画職員を確保する期間は、令和10年4月1日から令和11年3月31日までの期間のうち、本町と協議して定めることとし、企画職員の確保に係る経費及び人件費等の経費は、原則、運営法人が負担すること。

(3) 三者協議会

認定こども園への移行に係る諸事項について、保護者・運営法人・本町で三者

協議会を設置・開催し、円滑な園運営に努めること。

また、より良い保育・教育内容の充実を図るため、移行後についても定期的に協議の場を設けるとともに、新たに取り組むことや変更が生じるときは必ず協議するなど、三者協議会を開催し、問題が生じた場合は、本町の指導に従い改善すること。なお、三者協議会は、いずれか一者の申し出により開催することとする。

15 運営経費等に関すること

(1) 建設費

本事業は、就学前教育・保育施設整備交付金の活用を予定しており、本町の予算成立後、町において当該補助金交付要綱を制定し、予算の範囲内で本体工事費等に対する補助金を交付する。

(2) 施設型給付費

ア 施設型給付費

子ども・子育て支援法第11条に基づき公定価格から算出した額を運営法人に支出する。

イ 加算額

人員の配置及び実施状況等に応じて加算する。

(3) 運営事業費補助金

一時預かり事業や延長保育事業等の特別保育事業の実施に対しては、清水町民間保育所等運営事業費補助金交付要綱（平成29年告示第136号）に基づき補助金を交付する。

16 保護者に求める費用負担等に関すること

(1) 保育料については、「清水町子どものための教育・保育給付に関する利用者・負担額を定める条例」（平成27年条例第7号）に基づき徴収すること。

(2) 保育・教育の質の向上のために必要な経費及び行事費等、保護者が負担する費用の徴収（実費徴収）に関しては、あらかじめ保護者に対し重要事項説明書等を交付の上、説明を行い、その同意を得ること。

(3) 新こども園の開園前に、町が実施していなかった保育サービスを提供するなどの理由で、新たに保護者に負担を求める場合（保護者が希望するサービスを提供する場合を除く。）は、三者協議会で協議し同意を得ること。

(4) 現施設において新こども園の開園前から使用している体操服その他物品等については、保護者負担を軽減する観点から、原則として開園後も引き続き使用でき

るようにすること。

17 その他

(1) 保険

運営法人は、認定こども園の管理・運営業務を行うに当たり、運営法人の負担において必要な保険に加入するものとする。

(2) 損害等

ア 新こども園の管理・運営業務を行うに当たり、運営法人に生じた損害は、本町の責めに帰する理由による場合を除き、運営法人の負担とする。

イ 新こども園の管理・運営業務を行うに当たり、運営法人が第三者に及ぼした損害は、本町の責めに帰する理由による場合を除き、運営法人の負担においてその賠償を行うものとする。

(3) 町長は、指定を受けた運営法人が、この運営条件に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、又はその他の事情により、適正な保育・教育事業の実施が困難と認めるときは、公私連携法人の指定を取り消すことができる。

(4) 新こども園の運営について、やむを得ない事情により事業を廃止しようとするときは、当該廃止予定日の1年6か月前までに本町と協議を開始すること。

(5) 上記(3)、(4)若しくはその他の事情により新こども園の運営ができなくなった場合は、運営法人の負担と責任において土地を原状に回復した上、本町に返還しなければならない。ただし、本町が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができることとする。

また、15(1)の建設費に対する補助金の交付を受けている場合は、当該補助金交付要綱に基づき、補助金の返還を求める場合があること。

(6) この諸条件に定めのない事項については、本町と運営法人が協議して定める。

運営法人選定方法

清水町幼稚園・保育所再編施設運営事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、第1次審査では、運営法人選定基準（別紙4）に示す各審査項目に係る提案内容の書類審査を行い、第2次審査に進む運営法人を選定する。

第2次審査では、プレゼンテーション及び面接を実施し、各委員の評価点と審査委員会の協議による総合的な評価により運営法人を選定する。

運営法人の決定は、審査委員会の選定結果を踏まえ、最終的に清水町が行う。

1 第1次審査（書類審査）

第2次審査への通過要件は、次のとおりとする。

- (1) 提出された応募書類を基に応募条件の適否等について審査し、要件を具備している応募法人が第2次審査へ通過できるものとする。
- (2) 第2次審査に出席できない場合は、選定対象から除外する。

2 第2次審査（プレゼンテーション及び面接）

第1次審査での評価点を基本として、第2次審査において、各審査項目を再評価する。

(1) プレゼンテーション

ア 時間

15分以内とし、時間を超過した際は、説明途中であっても終了とする。

イ 内容

- (ア) 幼児教育・保育に対する理念について
- (イ) 目指す園の姿について
- (ウ) 公私連携に対する理解と取組について
- (エ) 幼児教育・保育の質の充実、確保について
- (オ) 本施設の整備・運営に関してのアピールポイントについて

ウ 出席者

3人以内とし、運営法人の理事長、園長予定者、主幹保育教諭予定者及び会計担当等のうちから、法人の代表者として責任を持って対応できる者とする。

エ 方法

園運営のイメージが伝わりやすいよう、プレゼンテーションソフトなどの使用を可とする。

(2) 面接

応募書類やプレゼンテーションの内容について、20分程度、各委員が質問する。

運営法人選定基準

審査区分	審査項目	評価の視点	参考様式	配点
法人の状況	応募動機	・応募動機は具体的で説得力があるか。 ・児童福祉及び幼児教育に対する理念は明確か。 ・認定こども園の運営に熱意が感じられるか。 ・公私連携法人として、町と一体となって保育・教育行政の推進を行う意思があるか。	[様式 5] 1	20
	運営実績	・運営方針や役員構成に偏りがいないか。 ・自己評価や外部評価に積極的に取り組んでいるか。 ・監査で重大な指摘を受けていないか。 ・指摘や指示内容に適切に対応しているか。	[様式 2 - 1] [様式 4]	
	財務状況	・経営状況に問題はないか。 ・新たな施設運営に必要な経営基盤を有しているか。	[様式 3]	
全体計画	保育・教育理念	・第 3 期清水町教育大綱に基づく「夢を描く」教育を推進するため、本町の公立保育所・公立幼稚園で実施してきた保育・教育内容を承継することを基本としたものとなっているか。 ・公私連携施設であることを踏まえたものとなっているか。	[様式 5] 2	40
	受入体制	・定員は諸条件に示した要件を満たしているか。 ・開園日や開園時間は適正な提案であるか。 ・保護者の利便性を考慮した延長保育や一時預かりの設定になっているか。 ・休日保育や病児保育・病後児保育の実施の有無。	[様式 5] 3 [様式 5] 4 [様式 5] 5	
	職員配置等	・職員の配置計画について、単に最低基準を準用するだけでなく、園児・職員ともにゆとりを持たせられる設定となっているか。 ・職員の確保について、明確な考え方はあるか。 ・職員の資質向上のための取組（人材育成）について、明確な考え方はあるか。	[様式 5] 6 [様式 5] 7	
	施設整備計画	・関係法令に基づき、必要な施設基準を満たした計画となっているか。 ・保育・教育の考え方を反映させた施設計画となっているか。 ・将来の定員の増減への対応策として具体的な提案はあるか。 ・近隣住民等への周知や安全確保が十分に検討されているか。また渋滞緩和への対応策として具体的な提案はあるか。	[様式 5] 8	
	資金計画	・施設整備及び開設後の資金計画は適切な内容か。 ・使用貸借期間満了後の土地の取扱いについての具体的な考え方はあるか。	[様式 5] 9	

園の運営	保育・教育計画	・第3期清水町教育大綱で示す清水町の教育が目指す子供像「自己肯定感を育み、意欲と創造力にあふれている子供」「心のレジリエンスを備えている子供」「相手のことを大切にでき、他者とのつながりを尊重できる子供」を育むための具体的な考え方があるか。 ・「全体的な計画」（保育課程・指導計画）についての考え方が適切で、児童の心身の健全な発達を図るものとなっているか。	[様式5]10	40
	給食及び食育	・自園調理及び給食の提供に工夫がみられるか。 ・児童の発達やアレルギーへの対策が示されているか。 ・食育の取組について具体的な提案はあるか。	[様式5]11	
	安全対策等	・安全対策や危機管理体制が具体的に示されているか。 ・個人情報等の取扱いに十分配慮されているか。	[様式5]12	
	公私連携(町の求める取組)	・子どもの多様性を尊重するインクルーシブ教育・保育の実現に寄与するため、支援・配慮の必要な園児や保護者に対する園内支援体制、園児に対する取組、保護者への対応が具体的に示されているか。 ・魅力ある園づくり、特色のある保育・教育に関する具体的な提案はあるか。 ・乳児等通園支援事業の実施に係る具体的な提案はあるか。 ・公私連携施設として、本町と連携を強めていくための具体的な提案があるか。 ・保護者説明会や三者協議会について、円滑な取組や運営が期待できるか。	[様式5]13	
	保護者・地域との連携	・保護者に対する積極的な支援が約束されているか。 ・保護者に過度な負担を求めているか。 ・小学校や地域等との連携について、具体的な提案はあるか。またその取組を継続するとともに、発展させる意欲はあるか。	[様式5]14	
配点合計				100

審査区分	審査項目	配点
プレゼンテーション面接	幼児教育・保育に対する理念について	20
	目指す園の姿について	20
	公私連携に対する理解と取組について	20
	保育・幼児教育の質の充実、確保について	20
	本施設の整備・運営に関してのアピールポイントについて	20
配点合計		100